

## 本連載における「翻訳」について ③

前回(1月号)では、ドイツの哲学者ユルゲン・ハーバーマスの「翻訳」にまつわる議論を取り上げ、そこから「宗教的言語」を「世俗的な言語」に「翻訳」する視点を抽出しようとする意図を説明した。今回は、その議論についての補足説明を加えた上で、様々な研究者から提起されたハーバーマスの議論の有用性や限界について論じていきたい。

まず、このハーバーマスの「翻訳」にまつわる枠組みについては、ドイツ語で書かれた原著での表現が「institutioneller Übersetzungsvorbehalt」(英語訳は「institutional translation proviso」)であることから、日本語では「制度的翻訳条件」や「制度的な翻訳付帯条件」などと訳されている(桂ほか 2021: 202)。また、この「翻訳」は、宗教的な市民だけでなく非宗教的な市民も参画すべき「協働の課題」(ハーバーマス 2005 = 2014a: 107)として理解されるべきであると論じられていることなどから、このハーバーマスの「翻訳」にまつわる一連の議論を指して「共同翻訳」や「協同的翻訳」という呼称で参照されることもある(桂ほか 2021: 202)。本連載では、これらの表現を一つに統一することはせず、文脈によって使い分けながら論考を進めていく。

ハーバーマスの「制度的翻訳条件」については、主に政治学や政治哲学の分野において様々な論評がなされている。当然ながら、その議論の概観を示したり網羅的な説明をしたりするのは筆者の力量を越えており、また本連載の目的からも外れるため、ここでは主眼としない。したがって、あくまで本連載の関心に密接に関わってくる論点を中心に眺めていきたい。

## 宗教的市民と世俗的市民の非対称性

さて、その上でまず注目すべき点として挙げられるのは、宗教的市民と世俗的市民との間に生じる非対称性の問題である。先に説明したように、ハーバーマスの論じる宗教的言語の翻訳は、宗教的市民と世俗的市民のどちらか一方が担うべき責務ではなく、「相補う関係」で「協働の課題」として取り組むべきものであるとされる。より具体的には、ハーバーマスは以下のように述べている。

この提案によって一つのリベラルな目的が実現します。公的に認められた法的拘束力を持つ決定はすべて、誰にでもわかる言葉づかいで提起されかつ正当化されると同時に、その言葉づかいの犬もとにある公共的発言のポリフォニックな〔筆者注：多層的な〕多様性を制限しないという目的です。もちろん、宗教的市民の「単一言語による」発言が無視されないためには、他の市民が協力して言い換えの作業に取り組む必要があります。

しかしこうした取り決めをするなら、負担はもはや不公平なものではなくなります。立憲民主国家の忠実な構成員を自認する宗教的市民は、競合する世界観に対して国家権力が中立を保つための対価として、この翻訳という条件を受け入れなければなりません。世俗的市民の方も、同じ公民性の倫理に基づく負担を相補うかたちで担います(ハーバーマス 2011 = 2014b: 28、強調点は原文ママ)。

この発言を読む限りでは、宗教的言語を「誰にでもわかる言

葉づかい」に言い換える際に、宗教的市民と世俗的市民のどちらか一方にその負担が偏るわけではないと、ハーバーマスが想定していることが読みとれる。確かに、宗教的市民と世俗的市民が協力して宗教的言語の翻訳に取り組むとすれば、その作業のみについてであれば、その負担を双方に公平に分配することは不可能ではないだろう。しかし、そもそも翻訳が必要になるという点、また翻訳された以上は宗教的市民の声に向き合わなければならないという点に注目すれば、その公平性は必ずしも自明ではなくなってくる。

この点については、政治学者の木部(2013)がまとめた内容が参考になる。木部はハーバーマスの論稿やハーバーマスに対して他の研究者から提出された論点を整理しながら、ハーバーマスの唱える「共同翻訳」は、宗教的市民と世俗的市民それぞれに対して非対称性をはらんでいることを指摘している(同上: 67~74)。

まず宗教的市民については、二つの問題があることを指摘している。一つ目は、この「翻訳付帯条件」が宗教的市民にのみ適用されている点である。公式的政治プロセスにおいては、宗教的言語は万人が理解可能な言語ではないため、政治的な討議で使用する際には世俗的な言語への「翻訳」が必要とされる。しかし、当然ながらこの「翻訳」が求められるのは宗教的市民だけであり、「翻訳」なくしては宗教的言語が政治的決定のプロセスから排除されてしまうことになる。すなわち、政治的な討議において、議論の根拠が「宗教的性質を帯びるか否かによって、公共圏での扱いがまったく異なったものとなる」(木部: 68)のであり、そのような観点から木部は、「共同翻訳論においては、立法プロセスも含む広い意味での政治的公共圏のポリフォニックな性質は、宗教的市民の声が世俗的市民のそれと比べて抑制される非対称性ゆえに、縮減せざるをえない」(同上: 70)と論じている。つまり、まずは翻訳の必要性そのものによって宗教的市民と世俗的市民の間に非対称性が生じてしまうのである。

## [参考文献]

桂悠介、佐々木美和、八木景之「『協同翻訳』から始まる共生／共創—上辺だけではない議論と実践のために—」『未来共創』第8巻、2021年、177~207頁。

木部尚志「共同翻訳と公共圏のポリフォニー—ハーバーマスの〈ポスト世俗社会〉論—」『年報政治学』64巻1号、2013年、60~80頁。

ユルゲン・ハーバーマス(鎗木政彦訳)「公共圏における宗教—宗教的市民と世俗的市民による『理性の公共的使用』のための認知的前提—」島蘭進、磯前順一編『宗教と公共空間—見直される宗教の役割—』91~127頁、東京大学出版会、2014年a。

ユルゲン・ハーバーマス「『政治的なもの』—政治神学のあいまいな遺産の合理的意味—」エドゥアルド・メンディエッタ、ジョナサン・ヴァンアントワーペン編(箱田徹、金城美幸訳)『公共圏に挑戦する宗教—ポスト世俗化時代における共棲のために—』15~31頁、岩波書店、2014年b。